

令和6年度岡山県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「岡山県内部統制基本方針」（令和2年1月15日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和6会計年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインを踏まえ、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

「2 評価手続」のとおり評価を実施した限り、評価基準日において整備上の不備は確認されず、評価対象期間において204件の運用上の不備を把握した。そのうち1件について、運用上の重大な不備と判断し、本県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、産業振興課所管の指定管理施設である岡山セラミックスセンターに係る職員駐車場使用料に関して、平成22年の条例改正等により平成26年4月から徴収する必要があったにもかかわらず、職員の認識不足により徴収していなかったものである。把握後、速やかに対応を行い、令和7年4月から徴収しているが、本県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えており、運用上の重大な不備と判断した。

こうした不備の再発を防ぐため、職場会議において事案を周知し、今後は条例等の内容を十分理解し、該当する事例がないか注意深く確認するよう徹底することとした。

5 付記事項

（1）未決裁支出及び不適切な契約手続き

岡山支援学校において令和5年度に発生した、事業執行伺、経費支出伺及び支出決議書を全て決裁した上で支出しなければならないところ、その一部

又は全てを未決裁のまま支出していた事案計22件について、また、委託業務等の契約予定業者に他者名義の見積書を用意させ、競争性や経済性を確保することなく契約の相手方を決定していた事案計3件について、令和6年度に把握し、本県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えており、運用上の重大な不備と判断した。

期限を考慮した計画的な事務処理及び適切な指示ができていなかったこと等が原因で発生したものであり、こうした不備の再発を防ぐため、関係法令の再確認を行い、決裁を受けた後に支出することを徹底するとともに、業務遂行上の課題がある際には、関係者で共有し必要な協議をした上で、先送りせず迅速な対応を行うなど、報告・連絡・相談しやすい風通しの良い職場づくりに努めることとした。

(2) 不適切な物品の管理

県警察において令和5年度に発生した、職員が勤務時間内外に自己の運転免許を取得する目的で、公用物品である試験車両等を私的に利用し、岡山県運転免許センター内の場内コース等で複数回訓練を行っていた事案について、令和6年度に把握し、本県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えており、運用上の重大な不備と判断した。

職員の倫理観の欠如等が原因で発生したものであり、こうした不備の再発を防ぐため、職員に対して、倫理意識の向上に向けた指導を行うとともに、試験車両の使用目的の明確化について周知を行った。

令和7年9月10日 岡山県知事 伊原木 隆太